

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所研究設備等貸与規程

平成 28 年 4 月 1 日

所内規程第 3 8 号

一部改正 平成 29 年 8 月 1 日

(総則)

第 1 条 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）が所有する研究用設備及び機器（以下「研究設備等」という。）等を、外部機関に貸付けることについては、この規程の定めるところによる。

(貸付の要件)

第 2 条 研究所は、以下の要件を満たす場合に限り、外部機関に対し研究設備等を貸付けることができる。

- 一 研究設備等を貸与することが、労働安全衛生に係る技術の向上等に結び付き、研究所の使命とも合致するものであること。
- 二 研究設備等を貸与することが、公益性を有するものであること。
- 三 研究所の研究業務の遂行に支障をきたすおそれがないものであること

(貸与の申請)

第 3 条 研究所は、研究設備等の貸与を希望する者(以下「貸与希望者」という。)に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「研究設備等貸与申請書」という。別紙様式 1）を提出させるものとする。

- 一 貸与希望者の名称、所在地、代表者及び担当者
- 二 貸与を希望する研究設備等名、使用目的、使用概要及び実施期間
- 三 その他研究設備等貸与申請に必要な事項

(貸付の承認)

第 4 条 研究所は、研究設備等貸与申請書に基づき、申請のあった研究設備等の貸与の可否を決定する。

- 2 申請のあった研究設備等の貸与の可否に当たっては、研究設備等貸与審査書（別紙様式 2）により決定する。

(契約の締結)

第 5 条 研究所は、実験施設等の貸付に当たって、貸与希望者と研究設備等の貸与に関する契約(以下「研究設備等貸与契約」という。)を締結するものとする。

(契約書の記載事項)

第6条 前条の研究設備等貸与契約の締結に当たっては、別紙様式3又はこれに準じる様式により、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成するものとする。

- 一 貸与を希望する研究設備等名
- 二 研究設備等の使用目的及び使用概要
- 三 研究設備等の貸与期間
- 四 研究設備等の貸与にかかる費用(以下「貸与料」という。)の額並びに受取の時期及び方法
- 五 研究設備等の貸与料が適正に支払われないときの措置
- 六 研究設備等の貸与が困難となったときの措置
- 七 事故や損害が発生したときの措置
- 八 貸与された研究設備等により得られた成果の使用に当たっての研究所名称の取扱い
- 九 その他研究設備等の貸与に関し必要な事項

(貸与料)

第7条 貸与料の額は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- 一 研究設備等の貸付料
- 二 技術料
- 三 間接経費
- 四 消費税相当額

2 前項第一号から第三号に掲げる費用は、別途定める「研究設備等貸付料算定基準」により、別紙様式4の算定書を作成する。

(貸与料の納付)

第8条 研究所は、契約締結後、貸与期間の初日より前に研究所が指定する銀行口座への振り込みにて貸与料全額の納付を受けるものとする。ただし、貸与期間が6月以上にわたるものについては、分納とすることができる。

(貸与料未納時の措置)

第9条 研究所は、貸与希望者が定められた期日までに貸与料を納付しないときは、契約を解除することができる。

(貸与の中止又は契約の変更・解除)

第10条 研究所は、前条の規定による場合の他、次の各号に該当する場合は、貸与を中止、

又は契約の変更若しくは解除することができる。

- 一 天災事変その他不可抗力により、研究設備等の貸与が困難となった場合
 - 二 貸与希望者より中止の申し出があった場合
 - 三 独立行政法人労働者健康安全機構法第16条第2項に規定されている厚生労働大臣から必要な調査及び研究の実施が求められたこと等により、研究所の業務の遂行上、研究施設・設備の貸与が困難となった場合
- 2 研究所は、前項の規定により契約を解除した場合、貸与希望者の受ける損害については責を負わない。

(貸与料の返還又は免除)

第11条 研究所は、貸与希望者が納付し、又は納付すべき貸与料については、原則として返還又は免除しない。ただし、次の各号に該当する場合は、貸与料の全部又は一部を返還又は免除することができる。

- 一 研究所の都合により貸与を中止した場合
- 二 研究所が、貸与希望者の中止の申し出をやむを得ないと認めた場合

附則

この規程は、平成19年6月11日から適用する。

附則（平成28年3月31日）

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附則（平成29年8月1日）

この規程は、平成29年8月1日から適用する。